

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成17年12月21日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	6号機	プラント停止操作中の起動領域中性子束モニタ(ch. C)において、指示のハンデリングに伴い「A系原子炉自動スクラム」の警報が発生したため、当該モニタを点検・修理	12月21日公表済(PDF90kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	主復水器細管洗浄装置用モータコントロールセンタ(3G)ユニット点検において、しゃ断器のトリップ用警報接点に不良が認められたため、当該ユニットを点検・修理	
2	4号機	残留熱除去海水熱交換器(A)系のドレン1次・2次弁(V-10-168A・169A)において、シートリーク(海水ポンプ運転時鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
3	6号機	非常用ガス処理系トレイン出口側連絡弁(MO-26-SB6-9B)において、開閉操作時に異音が認められたため、当該弁を点検・修理	
4	その他	貯蔵品倉庫の電動フォークリフト自主検査において、11月に当該フォークリフトを使用したにもかかわらず、月次検査記録を作成していなかったことが認められたため、対応を検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで